

【別紙記入例②】

年間を通した収入は課税水準になっているが、事業所得等の減少が見られる方
(事業所得で申請の場合、別途帳簿の写しを提出してください)

＜状況の例＞：4月の事業収入が減少。今後収入がこのままであった場合、
経費を差し引いた所得が非課税相当になることが見込まれる状況

記入例の見方：表面・裏面の【手順1】～【手順11】の順にご確認ください。

【手順1】

所得が減少した理由が前もって分からなかった理由である場合のみ✓を記入してください。

※定年退職等、収入の減少が前もって分かっていた場合は、本給付金の対象とはなりません。

【手順2】

下部の早見表を参考に、扶養している方の人数に応じた収入基準額を⑦欄に記入してください。

【手順3】

収入に関する証明書に書かれている一月あたりの収入額を⑤の【A】～【C】欄に記入してください。
※いわゆる「手取り額」でなく、「額面」の金額を記入してください。

【手順4】

⑤の【D】欄に【A】～【C】欄の合計を記入してください。

【手順5】

⑤の【D】欄の合計額を1.2倍して、⑥の欄に記入してください。

【手順6】

⑥と⑦の欄の数字を比べ、⑥の金額の方が大きい場合。別紙裏面により経費を差し引いた所得による申請を行う必要があります。
(記入例は次ページ)

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変者】

○「下諏訪町価格高騰特別対策支援金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(✓)してください。

✓私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税所得割非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)「年額せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるものの通常の収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少があった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額⑥×1.2	非課税相当収入限度額⑦
					給与収入【A】	事業収入又は不動産収入【B】	年金収入【C】		
下諏訪 一雄	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 障害(天)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年4月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	2.【D】0 円	円	2,760,000 円	1,703,000 円
下諏訪 二葉	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 障害(天)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額【A】+【B】+【C】 円	円	円	円	円
	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 障害(天)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 障害(天)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 障害(天)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「住民税課税状況」欄には、各年度の該当する項目にチェックしてください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- 「収入の減少があった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を1.2倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	所得割非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	170.3万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	221.5万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	271.5万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	321.5万円

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

【手順7】

表面⑥欄の年間収入見込額を裏面【収入】欄に記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少があった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]	
シモリ カズオ	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年4月	収入合計額 A+B+C= [D]	230,000	230,000	2,760,000

【手順11】

⑪欄が⑫欄の金額より低ければ、支給要件を満たします。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

氏名	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】 給与所得控除額 ⑧	【控除】 事業収入等の経費 ⑨	【控除】 公的年金等控除 ⑩	【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【所得割非課税相当所得限度額】 所得割非課税所得限度額 ⑫
					円	円
シモリ カズオ 下諏訪 一雄	2,760,000		2,000,000		760,000	828,000
シモリ フクバ 下諏訪 二葉						

【手順9】

申請書下部の「(記入上の注意)」を参考に、⑧~⑩欄に該当する控除額を記入してください。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与

【手順10】

⑦-(⑧+⑨+⑩)を計算し、⑪欄に記入してください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

〔65歳未満の方〕 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分
 : 60万円超130万円未満 → 60万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑤年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「所得割非課税相当所得限度額」の欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	所得割非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	112.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	147.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	182.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	217.0万円

【手順8】

早見表を確認し、⑫欄に扶養人数に応じた所得限度額を記入してください。